（私学助成専門官）

第四十三条　［略］

2　私学助成専門官は、私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関する専門的事項（スポーツ庁及び文化庁並びに大臣官房、総合教育政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

（資源室及び専門調査官）

第四十七条　政策課に、資源室及び専門調査官十一人を置く。

2　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

3・4　［略］

［項を削る。］

5　［略］

（評価・研究開発法人支援室及び新興・融合領域研究開発調査戦略室並びに企画官）

第四十八条　［略］

2　評価・研究開発法人支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること（研究振興局及び研究開発局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）。

三・四　［略］

3～6　［略］

（私学助成専門官）

第四十三条　［同上］

2　私学助成専門官は、私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関する専門的事項（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

（国際戦略室及び資源室並びに企画官及び専門調査官）

第四十七条　政策課に、国際戦略室及び資源室並びに企画官一人及び専門調査官十一人を置く。

2　［同上］

3　国際戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する国際交流に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

二　科学技術に関する国際交流に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

三　科学技術に関する研究開発に係る国際交流の助成に関すること。

四　文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

五　学術の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

六　文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術及び学術に係るものに関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

4　国際戦略室に、室長並びに学術国際交流専門官及び国際研究専門官それぞれ一人を置く。

5　学術国際交流専門官は、学術の振興に係る国際文化交流の振興に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6　国際研究専門官は、科学技術及び学術に係る国際的な研究活動に関する専門的事項に関するものについての企画及び立案に当たる。

7・8　［同上］

9　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

10　［同上］

（評価・研究開発法人支援室及び新興・融合領域研究開発調査戦略室並びに企画官）

第四十八条　［同上］

2　評価・研究開発法人支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響の評価に関し、評価を行うことその他の措置に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

三・四　［同上］

3～6　［同上］